件(平成十年三月大蔵省告示第百一号)の規定を適用しない財務大臣の権限を指定する●外国為替令第二十五条第二項から第五項まで

一日限り、廃止する。

小国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)

外国為替管理令(昭和五十五年政令第二百六十

外国為替管理令(昭和五十五年政令第二百六十

外国為替管理令(昭和五十五年政令第二百六十

外国為替管理令(昭和五十五年政令第二百六十

五月大蔵省告示第九十号)は、平成十年三月三十

五月大蔵省告示第九十号)は、平成十年三月三十

小国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)

う。)のうち次に掲げる者条の二に規定する銀行等(以下「銀行等」とい第二百二十八号。以下「法」という。)第十六外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社りそな銀行

株式会社横浜銀行

株式会社北陸銀行

株式会社静岡銀行

三菱UFJ信託銀行株式会社

三井住友信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

野村信託銀行株式会社

オリックス銀行株式会社

農中信託銀行株式会社

新生信託銀行株式会社

日証金信託銀行株式会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

株式会社日本カストディ銀行

信用協同組合連合会に用協同組合連合会に用協同組合連合会にませいうちょ銀行は金中央金庫に金中央金庫のできませい。

農林中央金庫

株式会社国際協力銀行

株式会社日本政策投資銀行株式会社商工組合中央金庫

株式会社整理回収機構

り設立された銀行よる同条第二項に規定する対内直接投資等によ法第二十六条第一項に規定する外国投資家に

七条第二項に規定する外国銀行支店銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十

途指定する者財務大臣が自らその権限を行うものとして別二が号に掲げる銀行等以外の銀行等であって

の権限を行うものとして別途指定する者三の権限を行うものとして別途指定する者